暮らしのお知らせ
Information



天塩町賀詞交換会
賀詞交換会事務局（総務課総務係）☎01632（2）1001

町内の団体や個人の方を対象とした「天塩町賀詞交換会」を次のとおり開催します。新年の挨拶を交わす会として、また会場での懇親会について行います。

《日時》令和9年1月6日（水）17時30分より（受付は17時より）
《場所》社会福祉会館　大ホール
《会費》2千円
参加をご希望の方は、12月18日（金）までに賀詞交換会事務局（総務課総務係）へお申し込みください。

入札参加資格審査申請
建設課土木係 ☎01632（9）7730

■令和9年度及び令和10年度建設工事等競争入札参加資格審査申請の受付についてのお知らせ

天塩町では、令和9年度及び令和10年度に天塩町が発注する建設工事・設計等の競争入札に参加を希望される方の資格審査の申請を、次のとおり受付いたします。

なお、今回から「**北海道市町村入札参加資格共同審査システム**」を利用したインターネット申請へ移行します。これにより、**原則として従来の紙書類による申請受付は行いません**（天塩町内に本社及び事業所等がある一部業者のみ可）。

《受付期間》12月10日（木）9時～令和9年1月29日（金）17時30分　※随時申請は行いません。
《資格の有効期間》令和9年4月1日～令和11年3月31日
《留意事項》『物品購入等入札参加審査申請』の受付は総務課財政管財係となっています（1月中に別途お知らせします）。

詳しくは町ホームページ（左のQRコード）をご覧ください。

冬の生活支援事業
福祉課福祉係 ☎01632（2）1728

■灯油や薪などの暖房用燃料の助成を行います！

《対象世帯》令和8年10月1日現在で、次の①から③までのすべてに該当する世帯
①世帯全員の住民税が非課税である
②令和8年10月1日現在、天塩町に住民票があり、居住している。※対象となる方が施設入所や医療機関へ入院等している方、または生活保護を受給している方は、対象外となります。
③次の世帯のいずれかに該当する。
⑴高齢者世帯：65歳以上の方がいる世帯。
⑵障害者世帯：身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している方がいる世帯。
⑶ひとり親世帯：配偶者と離別（死別）しており、20歳未満の子どもを扶養している世帯（他の家族と同居している場合は対象外）。
《助成内容》100リットル分の灯油　※主に暖房として使用している燃料が灯油以外の場合は、灯油100リットル分相当の現金支給となります。
《申請方法》申請書に必要事項を記入のうえ、次の期間内に福祉課福祉係または雄信内支所へ提出してください。
《申請期間》令和9年2月26日（金）まで

落氷雪にご注意ください
留萌開発建設部・留萌振興局・天塩警察署・天塩町

毎年、冬になりますと、屋根に積もった雪、氷、つららが落ちて、歩行者がけがをしたり、また、死亡したりすることが、しばしば起こっています。

皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を無くすため、特に、次のことに注意するようお願いいたします。

◆屋根の雪、氷、つららが道路に落ちる建物には、これに伴う事故を避けるため雪止めをつけるようにしてください。
◆雪止めがつけてあっても強さが足りなかったり、針金などがさびついたり古くなったりして切れて落ちることもあるので、必ず点検して、悪いところがあれば早めに修繕するようにしてください。
◆落氷雪を未然に防止するため、早めに除雪するとともに、除雪は必ず複数人で行い、歩行者や付近で遊んでいる子供などに十分注意するようにしてください。
◆ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険であるため、付着した雪や氷の除去を行うようにしてください。また、落氷雪の除去の際には、歩行者への十分な安全対策を行うようにしてください。
◆軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようにしてください。
◆軒下や道路では、子供を絶対に遊ばせないようにしてください。
◆屋根から大量の雪が落ちたときは、直ちに事故がないかどうか確かめるとともに、歩行者の通行への影響を避けるため、速やかに除去してください。
◆交通事故・交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。

